

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新	備考																				
<p>目 次 第 1 章～第 5 章（略） 図 表 別図（3-2-1）～別表（3-8-3）（略） 別表（3-8-4）<u>三次被ばく医療機関</u> （新規） 別表（4-2-1）～別表（5-7-1）（略）</p> <p>第 1 章 総 則 第 1 節～第 3 節（略） 第 4 節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（<u>平成 27 年 4 月 22 日全部改正</u>）を遵守するものとする。 第 5 節～第 7 節（略） 第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （本文略） 1・2（略） 3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p>	<p>目 次 第 1 章～第 5 章（略） 図 表 別図（3-2-1）～別表（3-8-3）（略） 別表（3-8-4）<u>高度被ばく医療支援センター</u> <u>別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター</u> 別表（4-2-1）～別表（5-7-1）（略）</p> <p>第 1 章 総 則 第 1 節～第 3 節（略） 第 4 節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（<u>平成 28 年 3 月 1 日一部改正</u>）を遵守するものとする。 第 5 節～第 7 節（略） 第 8 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （本文略） 1・2（略） 3 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p>	<p>・原子力災害対策指針（以下「指針」という。）改正による見直し、追記</p> <p>・指針の最新版の改正日に修正する。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></td> <td>通信の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 被ばく医療にかかわる医療チームの派遣</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	株式会社 N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	通信の確保	(略)	(略)	国立研究開発法人放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 被ばく医療にかかわる医療チームの派遣	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社 N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 <u>ソフトバンク株式会社</u></td> <td>通信の確保</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人<u>量子科学技術研究開発機構</u>放射線医学総合研究所</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 被ばく医療にかかわる医療チームの派遣</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	株式会社 N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 <u>ソフトバンク株式会社</u>	通信の確保	(略)	(略)	国立研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 被ばく医療にかかわる医療チームの派遣	<p>・会社名変更のため</p> <p>・組織改編に伴う修正</p>
機 関 名	所 掌 事 務																					
(略)	(略)																					
株式会社 N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>	通信の確保																					
(略)	(略)																					
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 被ばく医療にかかわる医療チームの派遣																					
機 関 名	所 掌 事 務																					
(略)	(略)																					
株式会社 N T T ドコモ東海支社 K D D I 株式会社 <u>ソフトバンク株式会社</u>	通信の確保																					
(略)	(略)																					
国立研究開発法人 <u>量子科学技術研究開発機構</u> 放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 被ばく医療にかかわる医療チームの派遣																					

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧		新		備考
4 消防機関		4 消防機関		
機 関 名	所 掌 事 務	機 関 名	所 掌 事 務	
御前崎市消防本部 牧之原市相良消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設 組合消防本部 袋井市森町広域行政組合 袋井消防本部 志太広域事務組合 志太消防本部 島田市消防本部 磐田市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力	御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 静岡市消防局 袋井市森町広域行政組合 袋井消防本部 志太広域事務組合 志太消防本部 磐田市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力	・ 消防の広域化に伴う修正
5～8（略）		5～8（略）		
第2章 原子力災害事前対策 第1節～第4節（略） 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1)・(2)（略） (3) 県は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。 第6節（略） 第7節 緊急事態応急体制の整備 （本文略） 1～8（略） 9 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。 10～17（略） 第8節 避難収容活動体制の整備		第2章 原子力災害事前対策 第1節～第4節（略） 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1)・(2)（略） (3) 県は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。 第6節（略） 第7節 緊急事態応急体制の整備 （本文略） 1～8（略） 9 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制 県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。 10～17（略） 第8節 避難収容活動体制の整備		
				・ 組織改編に伴う修正

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新	備考
<p>1（略）</p> <p>2 避難所等の整備等</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 応急住宅の供給体制等の整備</p> <p>県は、国、市町、企業等と連携を図りつつ、応急建設住宅の用地や建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における利用可能な被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。</p> <p>(6)～(9)（略）</p> <p>3～9（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第11節～第19節（略）</p> <p>第20節 原子力に関する情報提供</p> <p>県は、防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発信を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学会（原子力分科会）を開催し、適時・適切な情報提供を行う。</p> <p>また、事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、正しい理解の普及啓発に努める。</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応</p>	<p>1（略）</p> <p>2 避難所等の整備等</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 応急住宅の供給体制等の整備</p> <p>県は、国、市町、企業等と連携を図りつつ、応急建設住宅の用地や建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。</p> <p>(6)～(9)（略）</p> <p>3～9（略）</p> <p>第9節（略）</p> <p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第11節～第19節（略）</p> <p>第20節 原子力に関する情報提供</p> <p>県は、防災と原子力に関する科学・技術の知見を深め、的確な情報発信を行うことを目的に設置した静岡県防災・原子力学会（原子力分科会）を開催し、適時・適切な情報提供を行う。</p> <p>また、事業者、関係機関との連携による公開講座の開催など、原子力に関する情報を提供し、正しい理解の普及啓発に努める。</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・組織改編に伴う修正</p> <p>・誤記訂正</p> <p>・防災基本計画の反映</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新	備考																
<p>じ、衛星電話、インターネットメール、<u>J</u>-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4（略） 第3節（略） 第4節 避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （本文略）</p> <p>(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。</p> <p>表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="206 995 893 1246"> <thead> <tr> <th>警戒事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑫（略）</td> <td rowspan="3">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 東海地震注意情報が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>⑮～⑰（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当た</p>	警戒事態の基準	措置の概要	①～⑫（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。	⑭ 東海地震注意情報が発表された場合。	⑮～⑰（略）		<p>応じ、衛星電話、インターネットメール、<u>N</u>-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとしており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4（略） 第3節（略） 第4節 避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （本文略）</p> <p>(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。</p> <p>表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</p> <table border="1" data-bbox="911 995 1599 1246"> <thead> <tr> <th>警戒事態の基準</th> <th>措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑫（略）</td> <td rowspan="3">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td> </tr> <tr> <td>⑬ 県内において、大津波警報が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>⑮～⑰（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当た</p>	警戒事態の基準	措置の概要	①～⑫（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	⑬ 県内において、大津波警報が発表された場合。	⑭ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。	⑮～⑰（略）		<p>・防災基本計画修正（H28.2）に伴う用語の修正</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・東海地震注意情報を経ずに東海地震予知情報が発表される場合があるため</p>
警戒事態の基準	措置の概要																	
①～⑫（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。																	
⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。																		
⑭ 東海地震注意情報が発表された場合。																		
⑮～⑰（略）																		
警戒事態の基準	措置の概要																	
①～⑫（略）	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。																	
⑬ 県内において、大津波警報が発表された場合。																		
⑭ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。																		
⑮～⑰（略）																		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧			新			備考																		
<p>り、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>表 O I L 1、2 と防護措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{*1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率^{*2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{*3}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率^{*2})</td> <td>1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table>			基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要	O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	<p>り、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>表 O I L 1、2 と防護措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{*1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率^{*2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{*3}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率^{*2})</td> <td>1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table>			基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要	O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	<p>・ 指針の反映</p>
基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要																						
O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																						
O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																						
基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要																						
O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																						
O I L 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																						
<p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。</p> <p>※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。(追記)</p>			<p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。</p> <p>※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。<u>O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1</u></p>																					

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧				新				備考
<p>※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>第5節～第7節 (略)</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1・2 (略)</p>				<p><u>日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。</u></p> <p>※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>第5節～第7節 (略)</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1・2 (略)</p>				
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	<u>三次被ばく医療</u>	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	<u>高度被ばく医療支援センター</u>	・ 指針改正による修正
(略)				(略)				
被ばく医療機関等	1 救護所等（避難所） ^{※1} 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表 3-8-3)	国立研究開発法人放射線医学総合研究所 (別表 3-8-4)	被ばく医療機関等	1 救護所等（避難所） ^{※1} 2 浜岡原子力発電所内医療施設 3 別表（3-8-2）に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表 3-8-3)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 <u>公立大学法人福島県立医科大学</u> (別表 3-8-4)	・ 組織改編に伴う修正 ・ 原子力規制委員会による高度被ばく医療支援センターの指定による見直し
(略)				(略)				
搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	国立研究開発法人放射線医学総合研究所への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。	搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び <u>公立大学法人福島県立医科大学</u> への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。	・ 組織改編に伴う修正 ・ 原子力規制委員会による高度被ばく医療支援センターの指定による見直し
<p>※1 救護所等においては、(別表 3-8-1) の医療機関から派遣される各チームにより、緊急被ばく医療活動が実施される。</p>				<p>※1 救護所等においては、(別表 3-8-1) の医療機関から派遣される各チームにより、緊急被ばく医療活動が実施される。</p>				

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

資料 2

旧	新	備考
<p>※2 スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。</p> <p>※3 転送は、一般の診療所・病院、二次被ばく医療機関、<u>三次被ばく医療機関</u>等への転送をいう。</p> <p>(9) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</p> <p>(10) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節～第12節（略）</p> <p>第4章・第5章（略）</p> <p>図 表 別図（3-2-1）～別表（3-8-3）（略） 別表（3-8-4）<u>三次被ばく医療機関（新規）</u> 別表（4-2-1）～別表（5-7-1）（略）</p>	<p>※2 スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。</p> <p>※3 転送は、一般の診療所・病院、二次被ばく医療機関、<u>高度被ばく医療支援センター</u>等への転送をいう。</p> <p>(9) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人<u>量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学</u>、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</p> <p>(10) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人<u>量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学</u>、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人<u>量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学</u>、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節～第12節（略）</p> <p>第4章・第5章（略）</p> <p>図 表 別図（3-2-1）～別表（3-8-3）（略） 別表（3-8-4）<u>高度被ばく医療支援センター</u> <u>別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター</u> 別表（4-2-1）～別表（5-7-1）（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針改正による用語の見直し ・ 組織改改編に伴う修正 ・ 組織改改編に伴う修正 ・ 原子力規制委員会による高度被ばく医療支援センターの指定による見直し ・ 組織改改編に伴う修正 ・ 原子力規制委員会による高度被ばく医療支援センターの指定による見直し ・ 指針改正による見直し ・ 原子力規制委員会による原子力災害医療・総合支援センターの指定による追記

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

資料 2

旧			新			備考
別表（3-8-4） <u>三次被ばく医療機関</u>			別表（3-8-4） <u>高度被ばく医療支援センター</u>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針改正による見直し ・ 組織改編に伴う修正 ・ 原子力規制委員会による高度被ばく医療支援センターの指定による追記 ・ 原子力規制委員会による原子力災害医療・総合支援センターの指定による追記
病院名	所在地	電話	病院名	所在地	電話	
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 090-8643-7521 080-8017-6726	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-382-8053 上記に連絡取れない場合 090-8951-0736 090-4710-6558 090-7408-1748	
(新規)			公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘1番地	(代表) 024-547-1111	
(新規)			別表（3-8-5） <u>原子力災害医療・総合支援センター</u> ※			
			病院名	所在地	電話	
			公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘1番地	(代表) 024-547-1111	
			※ 平時において、二次被ばく医療機関に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。			

(旧)

別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481

浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
【国】		
原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 03-5114-2121	→	警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課) 03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課) 03-3502-8056 その他関係省庁
内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 03-3501-5695 内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 03-6910-0259	→	内閣府(内閣総理大臣)
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683 原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→	静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118
【静岡県】		
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→	賀茂振興局(危機管理課) 0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課) 055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課) 054-644-0104 西部危機管理局(危機管理課) 0538-37-2204 県内全市町(一斉F.A.X.) 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833
環境放射線監視センター 0537-86-6121 菊川警察署 0537-36-0110	→	静岡県警察本部(災害対策課) 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署
【市町、消防】		
御前崎市(防災課) 0537-85-1119 牧之原市(危機管理課) 0548-23-0058 菊川市(危機管理課) 0537-35-0923 掛川市(危機管理課) 0537-21-1131 吉田町(防災課) 0548-33-2164 袋井市(防災課) 0538-44-3360 焼津市(危機対策課) 054-623-2554 藤枝市(危機管理課) 054-643-3119 島田市(危機管理課) 0547-36-7143 森町(総務課) 0538-85-6302 磐田市(危機管理課) 0538-37-2114 御前崎市消防本部 0537-85-2119 牧之原市相良消防本部 0548-53-0119 菊川市消防本部 0537-35-0119 掛川市消防本部 0537-21-0119	→	消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525
【中部電力】		
中部電力㈱本店原子力部 中部電力㈱東京支社 中部電力㈱静岡支店		

(新)

別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡

中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481

浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
【国】		
原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 03-5114-2121	→	警察庁(警察局警備課) 03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課) 03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課) 03-3591-6361 気象庁(総務部企画課) 03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課) 03-3595-2172 農林水産省(大臣官房文書課災害総合対策室) 03-6744-1856 その他関係省庁
内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 03-3501-5695 内閣官房 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 03-6910-0259	→	内閣府(内閣総理大臣)
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課) 03-5253-8639 (自動車局環境政策課) 03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付) 03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局(総務企画部総務課) 052-951-2683 原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→	静岡労働局(健康安全課) 054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部(警備救難課) 054-353-0118
【静岡県】		
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→	賀茂振興局(危機管理課) 0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課) 055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課) 054-644-0104 西部危機管理局(危機管理課) 0538-37-2204 県内全市町(一斉F.A.X.) 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課) 045-211-1118 静岡地方気象台 054-286-3411
環境放射線監視センター 0537-86-6121 菊川警察署 0537-36-0110	→	静岡県警察本部(災害対策課) 054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署
【市町、消防】		
御前崎市(防災課) 0537-85-1119 牧之原市(防災課) 0548-23-0058 菊川市(危機管理課) 0537-35-0923 掛川市(危機管理課) 0537-21-1131 吉田町(防災課) 0548-33-2164 袋井市(防災課) 0538-44-3360 焼津市(危機対策課) 054-623-2554 藤枝市(危機管理課) 054-643-3119 島田市(危機管理課) 0547-36-7143 森町(総務課) 0538-85-6302 磐田市(危機管理課) 0538-37-2114 御前崎市消防本部 0537-85-2119 静岡市消防局 054-280-0120 菊川市消防本部 0537-35-0119 掛川市消防本部 0537-21-0119	→	消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525
【中部電力】		
中部電力㈱本店原子力部 中部電力㈱東京支社 中部電力㈱静岡支店		